

## 鳥取県公報

平成23年11月18日(金) 号外第111号

毎週火·金曜日発行

			目	欠
$\Diamond$	告	示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (656) (経営	支援課)・・・・・・・・・2

## 示

## 鳥取県告示第656号

平成23年鳥取県告示第496号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成23年11月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第4条の規定に よる利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従 前の例による。

平成23年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表 の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改正前
1 略   2 規則第3条第2項の利子補給率   利子補給率を上乗せする資金 上乗せする率   略   規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 0.325パーセ げる資金(償還期限が7年を超え8年以ント	1 略   2 規則第3条第2項の利子補給率   利子補給率を上乗せする資金 上乗せする率   略   規則別表第1号、第5号又は第8号に掲り、325パーセードる資金(償還期限が7年を超え9年以ント
内であるものに限る。)のうち市町村が 年0.325パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金(償還期限が <u>8年</u> を超え10年以 内であるものに限る。)のうち市町村が 年0.375パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの	内であるものに限る。)のうち市町村が 年0.325パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金(償還期限が <u>9年</u> を超え10年以 内であるものに限る。)のうち市町村が 年0.375パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの
略 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 0.525パーセ げる資金(償還期限が12年を超え <u>13年以</u> 内であるものに限る。)のうち市町村が 年0.525パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 0.575パーセ げる資金(償還期限が <u>13年</u> を超え15年以 内であるものに限る。)のうち市町村が 年0.575パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの	略 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金(償還期限が12年を超え <u>14年</u> 以 内であるものに限る。)のうち市町村が 年0.525パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金(償還期限が <u>14年</u> を超え15年以 内であるものに限る。)のうち市町村が 年0.575パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの
	<b>※</b> 竹するもの